

放送法第 22 条及び第 23 条に関する解釈指針  
(日本放送協会の子会社等の業務範囲等に関するガイドライン)

1. 目的

本解釈指針は、放送法第 22 条（日本放送協会（以下「協会」という。）の出資に関する規定）及び第 23 条（協会の業務の委託に関する規定）の解釈を示すことにより、協会の子会社等の業務範囲、及び協会の業務の委託の在り方を明らかにすることを目的とする。

2. 協会の子会社等の業務範囲

放送法第 22 条に基づき、協会が出資を行う場合において、協会からの出資を受けた子会社等の業務範囲については、次のとおりとする。

また、子会社等の業務範囲の適正性を確保するため、協会においては、議決権比率等に応じ、議決権その他の権利を適正に行使することとする。

(1) 協会の子会社及び、協会又は子会社の議決権比率が 3 分の 1 を超える関連会社の場合

原則として放送法施行令第 2 条に定める事業とする。具体的には、放送法施行令第 2 条に定める事業に加え、放送法に基づき協会が行うことのできる業務（放送をすることを除く。）又は、これらを行うために保有する設備又は優れた技術を活用して行う事業であって特に社会的に意義のあるものとし、別紙に掲げるものとする。

(2) 協会又は子会社の議決権比率が 3 分の 1 以下ではあるが、協会が人事、資金、技術、取引等を通じてその業務の方針に重要な影響を与えることができる場合

(1) に準じ、協会の使命に照らして適正なものとする。

3. 協会の業務の委託

放送法第 23 条に基づき、協会が業務の委託を行う場合においては、次のとおりとする。

(1) 協会が基準を定めるにあたっては、業務の専門性、特殊性等から他に委託先がない場合等やむを得ない場合を除き、競争契約を原則とし、そのための具体的な要件を定めるものとする。

(2) 委託費の社会的公正性及び妥当性を確保するため、委託金額の満たすべき要件を含んだ契約金額算定要領を定めるものとする。

4. 本解釈指針の運用

(1) 本解釈指針の運用にあたっては、協会が措置する、子会社等の管理運営に関する

基準の作成及び公表、苦情処理窓口の設置及び苦情処理対応状況の公表、外部監査の導入及び監査の結果の公表等により実効性を確保するものとする。

- (2) なお、(1)に掲げる協会の措置によっても本解釈指針の運用の実効性が確保されない場合においては、本解釈指針の趣旨に沿って適切な対応を求めるものとする。

(別紙)

- 一 委託により、放送番組等を制作し、その制作に必要な装置を作成し、又は放送に必要な施設を建設し、若しくは管理する事業
- 二 放送番組の制作に必要な装置又は放送に必要な施設若しくは設備を供給し、又は委託により放送設備等の設計その他の技術援助を行う事業
- 三 基幹放送局設備を認定基幹放送事業者の国内基幹放送の業務の用に供する事業
- 四 委託により、又は協会と共同して、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う事業（受信障害調査及び受信障害改善対策に関する助言若しくは指導を行う事業、又は放送の受信に関し、公衆の相談に応ずる事業を含む。）
- 五 協会の受信料の徴収に関する業務又は協会の業務に係る情報の処理に関する業務を行う事業
- 六 協会が放送をすることを主たる目的とする公開演奏会その他の催しを主催し、後援し、若しくは企画、運営し、又はこのために保有する設備若しくは優れた技術を活用して、特に社会的に意義のある営利を目的としない公共的な催しを主催し、後援し、若しくは企画、運営する事業
- 七 放送の普及発達に必要な周知宣伝（協会の放送番組の周知宣伝を含む。）又は出版を行う事業
- 八 協会の委託により、放送番組の編集に必要なニュース及び情報を収集し、又はこれを協会以外の者と交換する事業
- 九 協会の放送番組及びその編集上必要な資料を基幹放送事業者等の用に供し、若しくは外国放送事業者等に提供し、又は協会の調査研究の成果を一般の利用に供する事業
- 十 協会の放送番組に係る著作物について、その複製物を作成し、頒布し、若しくはこれを有線送信する事業
- 十一 協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業（放送に該当するものを除く。）
- 十二 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供する事業
- 十三 協会の放送設備を使用してテレビジョン多重放送を行う事業
- 十四 放送法施行令第2条に定める事業及び放送法に基づき協会が行うことのできる業務（放送をすることを除く。）のほか、これらを行うために保有する設備又は優れた技術を活用して行う上記各号に密接に関連する事業で、特に社会的に意義があり、かつ協会の目的に照らして適正な事業